

# 実務研究

日本税務会計学会  
平成19年6月 月次研究会



酒井 邦浩〔在任〕

## 電子取引と法律について —Eコマースを中心に—

### はじめに

ネットショップで商品を販売する際に、ホームページで商品の説明を行い、メールで商品の宣伝を行う。ありふれた行為であるが、

ネット上で完結する「契約、取扱商品、商品の説明、広告宣伝、取得した情報等」に至るまでさまざまな法律の規制がされている。

### I 契約の成立時期について

遠隔地者間の契約の成立時期は、郵送によって契約書を取り交わすことを前提としていたため、迅速な契約成立を図るために発信主義により、契約を承諾する者が承諾の通知を発した時点とされているが、民法第526条(電子取引の契約を行う場合には、契約の承諾の通知を発した場合に、瞬間に相手にその意思が到達するため、その契約成立時期を、到達主義へと変更し、契約を承諾する者の通知が到達した時点で契約の

成立することとされている。(電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律第4条)

電子メールが不着の場合、発信主義のルールによると、承諾の通知の発信時点で契約が成立していると考えられるため、消費者がリスクを負うことになるが、ネットショップでは、到達主義となるので、承諾の通知が到達しない限り、契約は不成立ということになり消費者が保護されることとなる。

### II 特定商取引に関する法律

ネットショッピングは、カタログショッピング等と同様に「通信販売」に含ま

れ、特定商取引法の適用を受ける。広告時に「販売価格、代金の支払時期、方法、

### III 個人情報保護法

ネットショップで注文を受ける際には、注文者や届け先の住所、氏名、電話番号、注文内容やクレジット番号等、さまざまな個人情報を取り扱うことになるため、これらの情報は個人情報保護法に関する法律で、その利用目的を特定し、利

用目的を超えた個人情報の使用を禁止している。最近では、個人情報の保護を図るのは国際的な流れであり、OECD8原則や、個人情報の保護に関する法律に基づいた注意が必要である。

### IV 著作権法

著作権は、その著作物を複製する権利を専有することとなっているが、パソコンを利用して、誰もが簡単にデジタルデータを入手し加工することができるため、ホームページ上で使用する画像やマーク等については、著作権には十分注意を払う必要がある。場合によっては、取り扱う商品の写真も著作権の許諾が必要

な場合もある。日本経済新聞2007年5月31日の記事によると、国税庁の差し押さえ品の公売サイトで、著作者から許諾を得ていない美術品や宝飾品の写真の掲載をめぐる、文化庁より著作権法違反の疑いがある」と指摘されていたとある。

他者のホームページにリンクをはる行為自体は一般的に著作権の侵害にはあたらないとされているが、自分と関係があるかのようには、リンクをはったりする行為は、例えば名誉毀損などによる不法行為とされる恐れがあり、また、ニュース記事の見出しを表示させる「ライントピックスサービス」については、見出しの複製行為は不法行為にあたるとして、損害賠償の請求を認めた判決も出ている。

### V 不正競争防止法

不正競争防止法第2条では、不正の利益を得る目的や他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等の表示と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為は、不正競争に該当するとしている。ドメインの登録は基本的に早いもの勝ちとなっているが、後の紛争を避けるため、会社名や自社の商標権のある商品名と同一のものや類似のもの等そのドメイン名を自分が登録するに足りる根拠のあるものにすべきである。これまでの裁判例や民間の紛争処理事例において、ドメイン名の取得や使用が不正の目的等と認められたケースとして、ドメイン名が著名な事業者の商標等と同一

又は類似のドメイン名を取得し、事業者の信用や顧客吸引力を利用し、商品販売を行ったりするケース等がある。

本来は、営業秘密や営業上のノウハウの盗用等の不正行為を禁止、他人の商品の形態をデッドコピーした商品の取引禁止、技術管理体制の保護として、コピー・プロテクション迂回装置の提供等を禁止する等、公正な競争と国際約束の的確な実施を確保するための法律であるが、最近では、この不正競争防止法は、破綻したミートホープ社や、食肉の偽装表示で強制捜査を受け、大問題となっている老舗の船場吉兆等により、クロスアップされている法律となっている。

景表法は、消費者が本来の商品やサービスの本質を判断し、選択できるようにするとともに、まじめに事業に取り組んでいる事業者の保護のため、不当な表示や不当な景品類の提供を規制して、消費者や事業者の利益を確保するために制定されている。従って、商品等の内容について、実際のもの又は競争関係にある他の事業者のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示等は不当な表示とされ禁止されている。また、ホームページ上で行われる懸賞企画の取り扱いについても、商品の購入に付随して与えられる場合とそうでない場合に分けられており、前者が景表法の規制となる。

### VI 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

無差別かつ大量に短時間の内に送信される広告等の迷惑メールを規制し、良好な環境に保つ為に施行された法律である。事業者にとってメールによる広告宣伝は非常に有効な手段であるが、メール受信者にとって非常に迷惑なケースも考えられ、送信者情報を偽装した広告・宣伝メールの送

信(いわゆるスパム)については、刑事罰規定が設けられている。相手に承諾を得ず行う広告では、メールの件名欄の冒頭に「未承諾広告※」と表示したり、メールの本文の最前部に、事業者及び送信者の氏名又は名称及び受信拒否(いわゆるオプトアウト)の通知を受けるための電子メールアドレス

を明記することを義務づけている。また、商品の内容によっては許認可や届出が必要な場合があり、輸入して商品を販売する場合には、検査を必要とする場合もある。法令等の列挙にとどまるが、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

紙面の都合で紹介できないことが多いが、ネットショップを経営する場合には、開業するのは簡単であるが、様々な法律

### VII 不当景品類及び不当表示防止法(景表法)

景表法は、消費者が本来の商品やサービスの本質を判断し、選択できるようにするとともに、まじめに事業に取り組んでいる事業者の保護のため、不当な表示や不当な景品類の提供を規制して、消費者や事業者の利益を確保するために制定されている。従って、商品等の内容について、実際のもの又は競争関係にある他の事業者のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示等は不当な表示とされ禁止されている。また、ホームページ上で行われる懸賞企画の取り扱いについても、商品の購入に付随して与えられる場合とそうでない場合に分けられており、前者が景表法の規制となる。

### VIII その他届出や許可等

中古品を扱う場合には、古物営業法により、所在地を管轄する都道府県公安委員会等の許可が義務付けられている。また、商品の内容によっては許認可や届出が必要な場合があり、輸入して商品を販売する場合には、検査を必要とする場合もある。法令等の列挙にとどまるが、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

### 最後に

紙面の都合で紹介できないことが多いが、ネットショップを経営する場合には、開業するのは簡単であるが、様々な法律が絡んでいるので、それらの法律に抵触しないように十分注意が必要であることだけは理解していただけたらと思う。